

旭川医科大学職員懲戒規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学職員懲戒規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員懲戒規程（平成16年旭医大達第168号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(懲戒処分審査会)	(懲戒処分審査会)
第5条 審査会は、次の者をもって構成する。	第5条 審査会は、次の者をもって構成する。
(1) 学長が指名する副学長	(1) 学長が指名する副学長
(2) 事務局長	(2) 事務局長
(3) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u>	(3) <u>総務部長</u>
(4) 審査に付せられる職員の所属長	(4) 審査に付せられる職員の所属長
(5) 学長が特に必要と認めて指名した者	(5) 学長が特に必要と認めて指名した者
2 学長が指名する副学長は、審査会を招集し、その議長となる。	2 学長が指名する副学長は、審査会を招集し、その議長となる。
3 審査会の構成員に、審査に付せられる事案に関係のある者がある場合は、その者は構成員から除くものとする。	3 審査会の構成員に、審査に付せられる事案に関係のある者がある場合は、その者は構成員から除くものとする。
(略)	(略)
<u>附 則</u>	

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第5条第1項第3号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(略)

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)